

民法(債権関係)の改正に関する中間試案 パブリック・コメント回答用紙

氏名又は名称：日本証券業協会

論点	意見
第1 法律行為総則	
2 公序良俗	【意見】 (2)の規定は設けるべきではない。 【理由】 現行法下では、暴利行為は公序良俗のフィルターを通じて無効とされる。 しかるに、公序良俗の一般条項以外に(2)のような条項を新設することは、現行法の暴利行為＝公序良俗違反のレベルに達しない行為に無効の途を開くことになりかねない。 その結果、契約当事者、特に事業者側に事実上の広汎な原価公表義務を課すことにも繋がりがねず、自由な経済活動を大きく制約することとなりかねない。
第3 意思表示	
2 錯誤(民法第95条関係)	
(2)イ	【意見】 本規定(不実表示)を私法一般法である民法に設けるべきではない。 【理由】 ・意思表示の取消を強行規定として認める本規定は、不実表示があった場合に損害賠償等の多様な効果を認めている現行実務を大きく混乱させる懸念がある。 ・例えば、M&A取引をはじめとする事業者間における金融取引では、一方の当事者が一定の事項の真実性を表明保証し、後に表明保証された事項が真実でないことが判明した場合には、解除又は過失相殺を伴う金銭的解決を図ることが多い。不実表示について意思表示の取消を認める本規定は、かかる事業者間の取引実態に反し、契約実務の安定性を害する懸念がある。 ・民法の適用対象である対等な当事者間の取引においては、事実誤認の有無は原則として表意者が意思表示に先立って調査すべきであり、相手方が事実と異なる表示をしたからといって(特に相手方が誤って表示した場合)、誤認のリスクが常に相手方

論点	意見
	に転嫁されるべきではない。 ・現在の錯誤・詐欺等意思表示の効力に関する規定を前提とした取引実務に特段の支障が生じているとは考えられない。不実表示と動機の錯誤に関する学説に統一的な見解が確立しているかは定かでないが、従来の判例法理と異なり動機の錯誤に法律の行為の内容となることを要しない場合を認めるのは、契約当事者間の合意内容を尊重する現行取引実務の考え方とは整合しないとも考えられる。本規定により従来の錯誤・詐欺に比べ意思表示の効力が事後的・遡及的に失われる場面が拡大するが、事業者間取引において取引の安全を犠牲にしてまで、かかる表意者を保護する必要はなく、私法一般法である民法に本規定を設ける必要はない。
第10 債務不履行による損害賠償	
7 過失相殺の要件・効果（民法第418条関係）	【意見】 中間試案で示された文言を「債務の不履行に関して、又はこれによる損害の発生若しくは拡大に関して、<u>債権者の責めに帰すべき事由があったときは</u>、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができるものとする。」に改める。 【理由】 ・損害軽減義務の考え方を明文化すると、同義務が広く解釈され、担保の早期処分や不完全履行の受領を事実上強制されるなど債権者に過度な負担を強いることになる。たとえば、金商業者は、顧客が委託売買の決済を履行しない場合に顧客の計算においてその反対売買をするときは、必ずしも顧客の損害の軽減だけを念頭において判断ができるわけではない。 ・補足説明（124頁）に記されたように、判例（最判平成21年1月19日民集63巻1号97頁）は「通常生ずべき損害」の解釈において損害軽減義務の考え方を示したのであり、当該考え方を過失相殺の考慮事情として明文化するほどの判例の蓄積はなく、過失相殺の規定の文言としては適当でない。 ・過失相殺の損害の公平な分配という調整は、必ずしも債権者の損害軽減義務違反の場合にのみ機能するわけではない。損害の公平な分担を図るために多様な個別事情に基づいた裁判所の柔軟な判断を可能とする現行民法の文言を変更する必要性は低い。同一法典内の他の用語との整合性という見地からすると、

論点	意見
	過失相殺の考慮事情（損害賠償減額原因）は、債務不履行に基づく損害賠償請求権の発生要件を定めた 415 条に係る提案文言と整合させ「債権者の責めに帰すべき事由」とするべきである。なお、債権者の「責めに帰すべき事由」については、「故意・過失及び信義則上これと同視すべき事由」とする従来から実務に定着した判断枠組みであっても広範な事情の斟酌が可能なため問題ないとするが、損害賠償減額原因と損害賠償発生原因の解釈は同一であるべきなので、今般の改正により 415 条に関して定着する解釈論に従うことになる。
9 金銭債務の特則（民法 419 条関係）	【意見】 本規定を設けるべきではない。 【理由】 (1) の提案は、何らかの理由で金銭債務の支払を拒んだ場合、法定（または約定）利息を超えた損害賠償請求を認めるというものであり、濫用的な損害賠償請求につながるおそれや、訴訟において損害の範囲についての立証を巡る長期化が懸念される。 (2) の提案については、金銭債務についても不可抗力免責が許容されとなると、①現在は金銭債務の不履行による責任については実務上安定的に運用されているが、かかる改正により債務者側から濫用的な主張を招く可能性がある、②金銭債務について何が不可抗力にあたるかという判例の集積がされない限り実務に負担が生じると考えられるが、判例の集積には相応の時間を要するというような弊害がある。
第 11 契約の解除	
2 複数契約の解除	【意見】 本規定を設けるべきではない。 【理由】 ・ 契約の解除事由の有無は契約ごとに判断するのが契約当事者の通常意識である。実務では相互に関連する複数の契約が締結されることが多く、金融商品取引においては保有する金融商品を売却し、その売却代金で他の金融商品を買付け取引が日常頻繁に行われている。契約当事者の予測を超える例外規定を一般的な規律として設けることは法的安定性を著しく害するものであり、複数契約の解除という例外は、個別具体的な事情を考慮のうえ個別に判断されるべきである。

論点	意見
	・ 中間試案概要（48 頁）及び補足説明（137 頁）では、本規定は判例法理の一般化と説明されるが、指摘されているリゾートマンションの区分所有権の売買契約とスポーツクラブの会員契約に関する平成 8 年最高裁判例は事案がかなり特殊なものであり、これを一般化すべきではない。
第 17 保証債務	
6 保証人保護の方策の拡充	【意見】 次の各点において、著しく不当である。 ・ 経営者以外の個人保証を禁止した場合、親族による起業支援等も困難となる。 ・ 保証債務中にも、実質的に主債務と同一視すべきものもある。 例えば、議決権の過半数を支配するオーナー経営者が被支配会社の債務を保証するような場合である。このような場合にまで、保証人としての救済を認めることは、有限責任の濫用に繋がる。 ・ 裁判所による減免（第 17.6(4)ア）はもとより、裁判によらずして保証債務の履行を拒絶できる制度（第 17.6(4)イのいわゆる比例原則）は、債務者（特に経営者）の自覚を鈍麻させるのみならず、破産法における免責、再生法における個人再生等との整合性も損なう。 仮に中間試案の方向で改正が実現した場合、個人保証制度の事実上の廃止に近い状況となる。その影響が物上保証にも及んだ場合、更に金融阻害効果は大きくなる。結果的に、起業を困難にする改正案といえる。
第 18 債権譲渡	
2 対抗要件制度（民法第 467 条関係）	
(1) 第三者対抗要件及び権利行使要件	【意見】 第三者対抗要件及び権利行使要件について現状を維持するべきである。 【理由】 ・ 現状の債権譲渡登記システムは、実務的な手間やコストがかかるのに対し、現在の対抗要件制度は簡易かつ安価に対抗要件を具備できるものである。 ・ 金銭債権の譲渡に係る第三者対抗要件を登記に限ると、比較的小数の債権を譲渡する場合や第三者対抗要件と同時に債務者対

論点	意見
	抗要件を備えようとする場合に現在の方法と比較して煩雑な手続き（別途債務者に登記事項証明書を交付する必要がある。）を強いられることになる。 ・ 現行の債権譲渡登記制度には、譲渡人及び譲受人が法人である場合の登記申請に両者の登記事項証明書を要するため、譲渡人又は譲受人に商号変更があった場合の申請が迅速に行えない不都合が生じる可能性があるなど制度上の問題点が存在する。 ・ 債権について最も利害関係のある債務者を基準として債権譲渡の優劣を判断せしめることは、債務者保護の観点から合理性がある。 ・ 現状の実務では、確定日付のある債務者の承諾書に、第三者對抗要件及び債務者對抗要件の具備に加え、債務者による異議なき承諾や契約上の地位の移転における承諾など複数の機能をもたせ、債権譲渡事務手続の円滑化が図られている。証券化ビジネスにおいては、通知・承諾・登記が場面によって使い分けられ、効率的・安定的なスキームの維持・運営が行われている。
第 23 相殺	
3 不法行為債権を受働債権とする相殺の禁止（民法第 509 条関係）	【意見】 （２）には、かなり疑問がある。 当事者が正当な理由があると信じて履行を拒絶しても、結果的に正当性が認められない事態は、種々、想定し得る。「債権者に対して損害を与える意図」との要件は、内心意思に係るもので直接的立証が困難であり、実務では「損害を与えることの認識」と同様に運用される可能性は十分にある。 正当性のある履行拒絶まで躊躇させる可能性がある。 また、契約関係においては、履行期に債務の履行がなければ債権者に損害が生じることは少なくないので、直ちに「債権者に対して損害を与える意図」ありと解される可能性がある。互いに債務が生じる取引類型では、民法の規定上も相殺による簡易な決済を認め、柔軟な解決を志向する規律を明確化したほうが望ましい。
第 24 更改	
6 三面更改	【意見】 本規定を設けるべきではない。 【理由】 三面更改においては、債権者の交代による更改と同様に、第三者

論点	意見
	対抗要件が必要とされているが、CCPを利用した集中決済取引において、第三者対抗要件を備えることは実務上不可能であることから、仮に民法にこのような規定が設けられたとしても実務で利用することは困難である。
第26 契約に関する基本原則等	
3 付随義務及び保護義務	【意見】 本提案は、消費者法制において対応すべきものであり、本規定を設けるべきではない。仮に設けるとしてもできる限り要件を明確化して規定すべきである。 【理由】 ・ 本規定と契約の解釈との関係が不明瞭である。「黙示に合意されていない場合であっても、…当該契約の趣旨に照らして必要と認められる行為をしなければならない」と明記すると、契約の解釈を超えた当事者の意思に還元できない義務（取引の背後にある社会関係等に基づく義務）を強調することになり、契約実務においては、このような付随義務及び保護義務を回避するため契約条項（明確な合意）の無用な増加等の混乱を招く懸念がある。 ・ 信義則の適用の結果として形成されてきたルールを過不足なく適切に明文化することは困難であり、個々の事案における個別事情に即した判断が求められる本規定を民法に設ける必要はなく、民法第1条第2項の適用により柔軟な解決を図ることで問題はない。 ・ また、契約当事者が、所期の目的たる利益を実現することは、基本的にその自助努力・自己責任に委ねられるべきことである。加えて、明文の規定の範囲を超えて付随義務及び保護義務を課すことは、当事者の予測可能性を大きく害する虞がある。時として、当事者の一方にこれらの義務を課す必要が認められる場合があるとしても、個別の消費者法制等において、出来る限り要件を明確化して規定すべきである。
4 信義則等の適用に当たっての考慮要素	【意見】 本規定を私法一般法である民法に設けるべきではない。 【理由】 ・ 事業者間取引は、原則、対等な当事者間の取引で情報力・交渉

論点	意見
	力の格差はある程度許容される類型といえ、不都合な事態は独占禁止法・下請法等の特別法により対応がなされている。本規定のような信義則の具体化は、個々の事案における個別の事情に即した柔軟かつ妥当な解決を阻害するおそれがあり、また、不合理な主張を誘発し紛争を惹起する懸念がある。 ・信義則等一般条項の適用に係る様々な考慮要素のうち、情報力・交渉力の格差のみを取り出す必要はなく、本規定が単に信義則等の考慮要素を確認する意であれば、実務的に有用な規定といえるか疑問である。
第 27 契約交渉段階	
1 契約締結の自由と契約交渉の不当破棄	【意見】 本規定を私法一般法である民法に設けるべきではない。 【理由】 ・事業者間取引における契約実務において、交渉を経て最終合意に至る（多くは契約書に調印）までは当事者は契約締結を自由に決定できると考えるのが通常である。契約の不当破棄は極めて例外的な事案について問題となる事項であり、民法第1条第2項による個別判断を行うべきである。 ・信義則の適用の結果として形成されてきたルールを過不足なく適切に明文化することは困難であり、信義則の具体化は、個々の事案における個別の事情に即した柔軟かつ妥当な解決を阻害するおそれがあり、また、不合理な主張を誘発し紛争を惹起する懸念がある。
2 契約締結過程における情報提供義務	【意見】 本規定を私法一般法である民法に設けるべきではない。仮に契約締結過程における情報提供義務に係る規定を設けるのであれば、本文ただし書を「ただし、次のいずれにも該当する場合には、相手方は、<u>当該契約の趣旨及び法令に照らして自らの責めに帰することのできない事由によるものであるときを除き、その損害を賠償しなければならないものとする。</u>」に改めるべきである。 【理由】 ・情報提供義務の有無及び内容は、当事者間の情報力・交渉力の格差、取引内容等個別具体的な事情によって異なり、発生要件、内容及び効果について、信義則の適用結果である判例法理を網羅した規定を設けることは困難である。

論点	意見
	・信義則を具体化する一般的な規定を設けると、裁判所による個別事情に応じた柔軟な解決が阻害されるおそれがあるとともに、不合理な主張を誘発し、かえって紛争を惹起し、情報提供義務を課される一方当事者に過大な負担を強いる懸念がある。当事者間の情報力・交渉力の格差等の問題に対しては、金融商品取引に関して金商業者に説明義務を課す金融商品取引法、契約当事者の属性を考慮した消費者契約法等特別法による対応を行い、対等な当事者間の法律関係の原則を定める私法一般法の民法では民法第1条第2項という一般的な規定により個別判断を行えば足りると思う。 ・仮に情報提供義務に関する規定を設ける場合には、本規定が別途情報提供義務を定めている特別法の趣旨を没却するものではないこと及び損害賠償請求権の発生要件である「責めに帰すべき事由」に関する文言を明記することは不可欠である。
第30 約款	
1 約款の定義	【意見】 約款に関する規律を私法一般法である民法に設けるべきではない。仮に当該規律を設けるとしても、①約款の定義から契約書のひな形を除外すべきである。②約款の定義としては、「約款とは、多数の相手方との契約の締結を予定してあらかじめ準備される<u>多数の契約条項の総体</u>であって、…」というように、契約条項の多数性を反映させるのが妥当である。 【理由】 ・約款を使用する取引には多種多様なものがあり、これらを全て包含して一律の成立要件を新たに定立することは困難である。中間試案概要（129頁）に「ひな形をそのまま多数の相手方との間で画一的に契約内容とする目的で用いるならば約款に当たり得る。」と記されているが、目的の認定（交渉はするものの事実上契約内容が画一的に定まる場合を含むかなど）について曖昧さは残り、各種契約書ひな形のうち何が「約款」とされるかについて不明確であるため、実務の混乱を招きかねない。消費者取引に用いられる約款については消費者契約法の枠組みで消費者保護を図るなど、懸念事項に対しては特別法による対応が現状とられており、私法一般法である民法に約款に関する一律規定を設ける必要性は低い。 ・約款については、取引相手方が契約内容を十分に認識していな

論点	意見
	いとの問題を指摘されるが、当該不十分な認識が問題となる場面について、契約書ひな形は、定型的な条項を全て記載した契約書案を取引相手方に手交し、相手方は個々の条項を詳細に検討したうえで本契約成立の証として契約書に調印するとの契約締結プロセスを経ることから、契約書ひな形に通常の契約と差異があるわけではなく、約款規制によるコントロールを及ぼす必要はない。 ・ 契約書は、契約当事者が契約書に記載された各契約条項を個別に認識したうえでの合意の証しとして作成されるものであり、処分証書であるため実質的証拠力が高く、その記載どおりの事実を認めるのが民事裁判における事実認定の原則である。ひな形は前述の契約締結プロセスを経たとしても約款に該当することがあり得るが（中間試案概要 129 頁）、約款の定義に該当しても「実際の契約締結過程において交渉が行われるなど、当事者が当該契約条項について個別に合意した場合には、組入要件（第 30.2）を満たす必要はなく、不意打ち条項（第 30.3）、約款の変更（第 30.4）、不当条項規制（第 30.5）の適用はない。」（補足説明 368 頁）とされる。しかし、上記補足説明で示された考え方では、ひな形は、各契約条項に係る個別合意について、通常の契約書と異なる取扱い（各契約条項を個別に認識したうえでの合意の証しであるにもかかわらず、契約書のみでは個別合意の存在が認定されない。）がなされることになりかねず、証拠の確保に関して契約書ひな形の使用に現行実務に比べて重い負担を強いることになり妥当でない。 ・ 民法の適用対象を定める約款の定義は、契約内容を画一的に定める目的に着目するだけでは不十分であり、約款の特徴に関する実務上の他の共通感覚（契約条項の多さ）をも反映した定義づけを行うべきである。
3 不意打ち条項	【意見】 仮に約款に関する規律を民法に設けるとしても、本規定を設けるべきではない。 【理由】 ・ 本文で示された「当該契約に関する一切の事情」という広範な考慮事情に加えて、当該契約当事者を基準とするか、あるいは平均的顧客層を基準とするかについて明確な指針が示されないならば、「相手方が約款に含まれていることを合理的に予測することができないもの」について、約款使用者がその該当性判

論点	意見
	断をすることは極めて困難である。約款取引として成立したと思っ た取引が相手方当事者の主観により後で覆されるのを安易に認めることは、法的安定性を著しく害し、実務の混乱を招きかねない。 ・当事者にとって不意打ちとなるような条項が存在する場合は、契約締結時の説明義務又は情報提供義務違反の問題として処理することができるから、あえて不意打ち条項に関する規定を設ける必要はない。
4 約款の変更	【意見】 仮に約款に関する規律を民法に設けるとしても、本文(1)イを「当該約款を使用した契約の全ての相手方から契約内容の変更についての同意を得ることが困難であること。」に、本文(1)エを「当該約款の変更の内容が相手方に不利益なものである場合にあっては、<u>当該変更の必要性、内容の合理性及び相当性並びに相手方が受ける不利益の程度に照らして適切な措置が講じられていること。</u>」に改めるべきである。 【理由】 ・仮に本規定が、みなし同意その他当初契約時にあらかじめ合意した簡便な方法等を用いた金商業者の現行実務の負担を軽減する趣旨であったとしても、原文言のままでは、安定的に運用されている金商業者の現行実務が本規定の要件を満たすか疑わしく、受け入れは困難である。 ・社会経済情勢の変化が目まぐるしい今日、約款変更の必要性は極めて頻繁に生じる。本文(1)アないしエの各要件はいずれも抽象的で、その該当性をめぐり論議が生じる懸念は大きい。なかでも、イの「著しく」困難との要件は、変更極めて高いハードルを課すものといえる。改正が実現した場合、業者側は紛議を恐れて個別同意の獲得を余儀なくされ、そのことが徒なコスト増大、ひいては価格転嫁による消費者の不利益に繋がること懸念される。 ・また、イの「当該約款を使用した契約が現に多数あり」については、「多数」がどの程度の規模を想定しているか定かではないが、約款の定義が「多数の相手方との契約の締結を予定」とされているので、結果として多数の契約者が存在しない約款取引類型もありうると思う。約款の特質に照らして例外を認めるべき場合を限定する趣旨を考慮しても、契約の相手方が不特定の場合等も例外に含めるべきなので、「現に多数あり」との

論点	意見
	要件は外すべきと考える。 ・ 本文（1）エについては、補足説明（374 頁）で示された例示の「違約金、手数料その他の不利益を課されることなく、契約から離脱（解除）することを認められる。」は、価格変動リスクを伴う金融商品を取り扱う金商業者には酷である。当該変更をせざるをえなくなった原因が法令改正等約款使用者に起因しない場合に、変更に伴うコスト（不利益）を全て約款使用者に転嫁するのは不当である。本文（1）エに定める相手方に対する措置の適切性の判断要素については、相手方が不利益を受ける程度に限定するのではなく、当該変更の必要性及び内容の合理性を加えた総合判断にすべきである。
5 不当条項規制	【意見】 仮に約款に関する規律を民法に設けるとしても、本規定を設けるべきではない。 【理由】 ・ 本文の「一切の事情を考慮して相手方に過大な不利益を与える」は、文言が抽象的であるため、約款使用者の不当性判断は困難なものとなり実務を混乱させる。 ・ 不当条項は約款固有の問題ではなく、通常の契約も含めて取引類型や個別状況に応じた規制をかけるべきであり、現状、民法（公序良俗規制）や特別法により対応がなされている。すなわち、契約内容の合理性について、消費者・事業者間の取引は消費者契約法、事業者間の契約については独占禁止法や下請法といった特別法による規制がなされており、約款規制の一部として民法による規律を新たに加える必要はない。
第 32 事情変更の法理	
	【意見】 極めて例外的な場合に適用される本規定を設けるべきではない。 【理由】 ・ 「契約（合意）は守らなければならない。」との原則に支えられた契約の拘束力に対する例外を明文化すると、債務者が債務の履行拒絶や弁済条件の変更を濫用的に主張するおそれがある。実際の事件においては、紛争の解決に要する時間もコスト要因であり、債務者の濫用的主張に対して債権者が交渉を義務付けられること自体が大きな不利益となり、不本意な妥協等債

論点	意見
	務者のゴネ得を認めることにもなりかねない。価格変動リスクを伴う金融商品を取り扱う金商業者は、顧客から経済環境の著しい変化を事情変更とする不合理な主張を受け、その対応に追われる懸念がある。 ・現状でも信義則や公序良俗違反に基づき、適用対象となる契約の種類、契約の履行状況等個別具体的な事情を勘案した妥当な結論を導き得る。学説上は確立された法理であっても、最高裁は、具体的事例への事情変更の法理の適用については極めて消極的であり、同法理の適用を肯定したものはひとつも存在しない。明文化により発生しかねない弊害を考慮すれば、あえて契約一般に適用されるルールとして明文化する必要はない。
第 34 継続的契約	
1 (2) 2 (3)	【意見】 本規定は強行規定と思われるが、一定期間継続する全ての契約について契約当事者間の合意を超える例外的規律（本規定）を設けるべきではない。 【理由】 ・継続的契約について更新拒絶が問題とされたのは、取引が長期間にわたって反復継続された等の事情により、当事者に将来にわたっても契約が維持されるとの期待が生じた例外的場合である。継続的契約（定義規定はないが、一定期間継続して履行が繰り返される契約を意味すると思われる。）には多種多様なものがあり、契約類型によっては合意に従い比較的容易に契約関係を解消できるとするほうが妥当な場合もある。たとえば、FA 契約等ファイナンスに関連する契約において当初定められた契約期間が延長更新されることは、通常ないと思われる。 ・契約当事者の明確な合意（期間の定めのある契約の場合には、合意した期間の満了によって終了するとの特に明確な合意がある。）があるにもかかわらず、その例外処理を安易に認めるべきではない。仮に本規定のような例外規律を設けるのであれば、契約当事者の取引活動における予測可能性を高めるために本規律の適用範囲（対象契約の定義）を明確にする必要があり、一定期間継続する全ての契約を広く対象とするのは妥当でない。 ・本規定（2）に定める「当該契約の趣旨、契約に定めた期間の長短、従前の更新の有無及びその経緯その他の事情に照らし、当該契約を存続させることにつき正当な事由があると認められる

論点	意見
	とき」は一義的に定まらない個別判断であるため、当事者間に契約締結時の明確な合意があるにもかかわらず争いの余地を残し、紛争を誘発させることになりかねない。紛争の解決に要する時間は重要なコスト要因であり、契約更新を申し込まれた他方当事者は、現行実務より過大な負担を強いられるおそれがある。 ・ 賃貸借や雇用など契約の継続性を保護すべき要請の高い類型は、契約各則や特別法の中に継続性を前提とする規定がある。適用される特別な法規定がない契約類型については、従来どおり、民法の一般条項である信義則の一適用場面として個別事案に応じた具体的妥当性を伴う解決を図るべきである。一定期間継続する全ての契約について、当事者間の合意を超える一方的更新という例外的規律を設ける必要はない。
その他	
(強行規定と任意規定の区別の明記・明確化)	【意見】 現行実務と異なる規律を設ける場合には、当該条項が任意規定か強行規定であるかの区別に関して、明文化又は補足説明等の資料により明確に説明するべきである。 (理由) ・ 中間試案では、中間論点整理（第 28.3、第 37.2）で挙げられていた本論点が削除されている。任意規定と強行規定の区別が不明確であると、民法上の規定（特に改正により新たなルールを設ける場合）に反する当事者間の合意が有効か否かの判断に混乱を来すおそれがあり、無用な紛争を招きかねない。 ・ 国民一般への分かりやすさという今回の改正目的からすると、国民の予見可能性に資する両規定の区別の明確化は有用である。従来の解釈や判例と異なる新たなルールを規定する場合に改正立案者の意図を示すことは容易であると思われる。